

平成22年度の入札・契約制度の見直し

川崎市財政局資産管理部契約課

平成22年度の財政局契約課で締結する工事請負の契約については、いくつかの重要な変更を行います。

1 7月から実施するもの

(1) 最低制限価格の対象範囲の拡大【平成22年7月実施】

低入札の増加は、今後、ダンピングによる工事の品質低下や下請業者へのしわ寄せにつながる懸念もあることから、これを防止する対策として、最低制限価格の対象を予定価格3億円未満から6億円未満に変更します。

予定価格6億円以上の工事については、川崎市契約条例により契約の締結について市議会の議決に付さなければならない契約であること、また、技術力等によるコスト縮減の余地が大きい工事と考えられることから、最低制限価格の対象とせず、従来どおり、低入札価格調査を行うこととします。

(2) 総合評価方式における失格基準の導入【平成22年7月実施】

平成21年度に総合評価方式において低入札が多く発生しました。現在はダンピングの発生は認められていませんが、低入札の増加は、今後、ダンピングの発生による工事の品質低下や下請業者へのしわ寄せにつながる懸念されます。

このため、総合評価方式を採用した予定価格6億円未満の入札について、低入札価格調査時に一定の基準金額以下の入札を無効とする「失格基準」を設けることとします。

失格基準は、国土交通省による低入札価格調査の重点調査基準を準用することとします。

ただし、予定価格6億円以上の工事については、技術力等によるコスト縮減の余地が大きいと考えられることから、失格基準を適用しません。

(3) 総合評価方式の本格実施【平成22年7月実施】

平成22年度の総合評価方式の実施については、下記のとおりとします。

ア 総合評価方式を実施する入札の範囲

予定価格1億5千万円以上(建築工事については3億円以上)の工事については、原則として総合評価方式による入札を行うものとします。

なお、対象工事であっても特別な事由により、総合評価方式によることが適当でない場合は、通常的一般競争入札を行うこととします。また、予定価格が対象に達しない工事であっても、総合評価方式によることが適当であると考えられる場合には、総合評価方式によることとします。

イ 総合評価方式の入札日程

可能な限り日程の短縮化を図り、入札参加者の時間的なコストを低減します。

ウ 評価基準の見直し

総合評価方式の評価基準を見直し、入札参加者の負担を減らすとともに、評価の透明性、公平性をより高めます。

エ 低入札価格調査における失格基準の導入

ダンピング入札の防止のために、低入札価格調査時に、一定の基準以下の入札についてはその入札を無効とする「失格基準」を設けます。(前述)

(4) 前払金制度について【平成22年7月実施】

ア 低入札の場合における前払金の減額

低入札の増加など競争の激化は、前払金を獲得することを目的とした入札の発生が懸念されることから、低入札価格調査対象となった工事については、前払金を通常40%のところを20%に縮減します。

イ 中間前払金制度の新設

工事請負者への円滑な資金供給を目的として、中間前払金制度を導入します。ただし、中間前払金は低入札価格調査の対象となった契約には適用しません。

ウ 前払金支払限度額の廃止

中間前払金の創設に伴い、3億円を上限としていた前払金の支払限度額を設けないこととします。ただし、予算の範囲内での支払いとなります。

2 その他のもの

(1) 予定価格の事後公表の試行【継続】

予定価格事後公表の試行実施は、平成21年度から2年間実施することとしているところから、平成22年度についても業種別ランク別に全工事の2分の1を対象に継続して試行実施して検証します。

(2) 前倒し発注【継続】

平成22年度についても、当初予算の上半期の契約率について、8割を目指し、市内中小企業への優先発注とともに、全庁をあげて取組みます。

(3) 主観評価項目制度の実施について【継続】

平成21年度と同様、100件程度を実施します。

(4) その他

施工実績の対象期間を過去12年間から13年間に延長します。

以上、詳しくは、入札等の実施について(工事請負)をご覧ください。

入札等の実施について（工事請負）

川崎市財政局資産管理部契約課

財政局契約課で締結する契約について、次のとおり取り扱います。

1 一般競争入札について

(1) 対象範囲

原則として、予定価格（税込）が1千万円以上の案件について実施します。

(2) 入札案件の公表

ア インターネットの財政局契約課ホームページ「入札情報かわさき」及び財政局契約課の窓口での一般競争入札の公表日は次のとおりです。

(ア) 毎週月曜日（その日が休庁日の時は次の開庁日）の公表：

【業 種】 土木・舗装・造園・しゅんせつ

(イ) 毎週水曜日（その日が休庁日の時は次の開庁日）の公表：

【業 種】 上記以外の業種 [建築・電気等]

イ 入札公表を行った業種・ランクに登録のある市内業者には、電子メールで情報提供します。

(3) 参加申込方法

原則として、電子入札システム（電子入札用ICカードが必要です。）により申し込んでください。電子入札については、必ず「入札情報かわさき」の電子入札運用基準をご確認ください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（業種の登録、許可、会社の所在地等）を満たしていることが必要です。参加条件等の詳細は、案件ごとの公表内容を御覧ください。

(4) 配置予定技術者

建設業法に基づき、技術者の配置を求めます。入札参加申込に当たっては、配置予定技術者届を提出してください。

なお、同一の技術者で申し込める件数は、3件以内とします。ただし、技術者の専任配置を必要とする案件で、同一入札予定日のものについては、同一技術者で申し込める件数は1件とします。

技術者の専任配置を必要とする案件を落札したときは、同一技術者により申し込んでいる他の案件は辞退してください。辞退しないときは、その入札を無効とします。

また、入札参加申込締切後の配置予定技術者の変更は、原則として認めません。

※ 配置予定技術者に関する取り扱いについては、既に平成17年11月14日付け及び平成19年1月4日付けで詳細に通知しておりますので、そちらを参照してください。

(5) 設計図書等

見積用の設計図書等は、原則として、有償とします。設計図書等は、入札参加申込をしたら必ず購入し、それに基づき積算してください。また、設計図書を購入していない場合は、その案件についての入札を無効とします。

なお、設計図書等の入手方法については、案件ごとの公表内容を御覧ください。一度申し込んだ設計図書等の取り消しはできませんので、入札に参加するしないに係らず、申し込んだ設計図書等は必ず購入してください。

(6) 資格確認通知

一般競争入札に参加申込をした者には、川崎市工事請負有資格業者名簿の該当業種に登録されていることを確認し、資格確認通知を交付します。確認の結果、資格がないとされた方は、入札に参加できません。

なお、入札参加資格の最終審査は、「(7) 落札者の決定」のとおりです。

(7) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加申込時にさかのぼって入札参加資格について審査し、落札を決定します。審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。

(8) 類似工事施工実績の審査

類似工事施工実績を有することを入札参加条件とする案件については、開札後、落札候補者に電話連絡しますので、設計担当部署にて類似工事施工実績の審査を受けてください。審査の結果、類似工事施工実績を有していることが確認できた場合は、落札決定をしますが、実績を有していない場合は、当該入札を無効とし、第2番目の落札候補者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、同様の審査を行います。

2 予定価格の公表について

財政局契約課で執行する建設工事の競争入札のうち、原則として、「業種別」及び「等級区分のある業種については等級区分別」に全工事の2分の1程度を予定価格の

事後公表の試行対象工事とします。試行期間は平成21年度から2年間程度とします。

事前公表

ア 予定価格の事前公表については、予定価格を、一般競争入札の場合は、案件ごとの公表内容に記載し、指名競争入札の場合は、指名通知書に記載します。

イ 事前公表した予定価格を上回った入札は、これを無効とします。見積額が予定価格を上回る場合は、入札を辞退してください。辞退することによる不利益はありません。

事後公表

ア 予定価格の事後公表を行う入札については、入札回数を原則2回までとします。

イ 事後公表案件の予定価格については、落札決定後、「川崎市ホームページ」→「入札情報かわさき」→「入札情報 工事 落札結果（財政局）」において公表します。

3 総合評価一般競争入札の試行実施について（7月に改正します。）

平成22年7月から、原則として予定価格1億5000万円（建築工事については3億円）以上の工事については総合評価方式によるものとします。これにあわせて「総合評価一般競争入札試行要綱」を改正します。

改正内容については、後日お知らせします。

4 主観評価項目制度の運用について（前年度と変更なし）

平成21年度は、主観評価項目制度を利用した一般競争入札を年間で115件実施しました。22年度においても、同制度の趣旨である「事業者をより適正に評価するとともに、事業者の技術力等の向上及び社会的貢献への意欲を高める」ため、21年度と同様100件程度同制度を利用した一般競争入札を実施することとします。また、主観評価項目点と工事成績評定点の組み合わせについても引き続き実施することとします。

なお、工事成績評定点については、水道局、交通局及び病院局において契約し履行を完了した工事についても集計の対象とすることとしております。

5 混合入札の試行実施について

共同企業体を結成し、競争入札に参加することを条件として入札を行っている案件において、『工事の規模、性格等に照らし、単独で確実かつ円滑に施工できる企業が

あると認められるもの』について、単体企業と共同企業体との混合による入札（「混合入札」）を試行実施します。平成22年度においても、対象工事として、川崎市共同企業体取扱要綱第4条で対象になっている工事で市内業者の複数のランクにまたがる工事でないもの及び市外（準市内）業者同士のものの中から選出し、試行実施する予定です。

共同企業体の取り扱いについては次のとおりです。

- ① 共同企業体の契約においても、契約保証金の納付等が必要です。
- ② 共同企業体の全ての構成員から技術者（主任又は監理）の専任配置を求めます。
- ③ 共同企業体の各構成員（出資割合20%以上の構成員のものに限る。）に同じ工事成績評定点がつきます。

なお、2社による共同企業体の場合、代表者は出資比率を51%以上とするものと改正します。

6 最低制限価格について（7月に改正します。）

平成22年6月まで	平成22年7月から
予定価格3億円未満の競争入札により執行する案件に設定します。	予定価格6億円未満の競争入札により執行する案件に設定します。

最低制限価格は、工事案件ごとに予定価格の70%～90%の範囲で設定しますが、その最低制限価格を下回った入札は無効とします。

なお、最低制限価格は事後公表とします。

※ 最低制限価格は原則として、[直接工事費の95%] + [共通仮設費の90%] + [現場管理費の70%] + [一般管理費の30%] で算出した額を基準に設定します。

※ 工事の性質上、前記算出式により難しいものについては、予定価格の70%～90%の範囲内で適宜設定します。

※ 最低制限価格設定の取扱いについては、「入札情報かわさき」の契約関係規定に別途掲載してある「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」及び「最低制限価格設定に係る運用指針」をご覧ください。

7 低入札価格調査について（7月に改正します。）

平成22年6月まで	平成22年7月から
予定価格3億円以上の競争入札及び総合評価方式により執行する案件に設定します。	予定価格6億円以上の競争入札及び総合評価方式により執行する案件に設定します。
入札価格が調査基準価格（予定価格の70%～90%の範囲で設定）を下回る場合は、その価格で適正な契約の履行が可能であるか調査した上、落札の適否を決定します。	
失格基準はありません。	予定価格6億円未満の総合評価方式により執行する案件については、一定の基準を下回る入札を無効とする「失格基準」を設けます。

※ 調査基準価格は、最低制限価格の算出方法と同様の方法により設定します。

※ 失格基準は、[直接工事費の75%]、[共通仮設費の70%]、[現場管理費の70%]、[一般管理費の30%]の各項目のいずれかにおいて、基準を下回った場合にその入札を失格とします。

8 工事積算内訳書について（前年度と変更なし）

入札書と同時に積算内訳書を提出してください。積算内訳書が提出されないときは、その入札を無効とします。総合評価方式による入札で、低入札価格調査対象となった場合、失格基準の適用についてこの積算内訳書の金額により判断します。

電子入札により入札を行う場合は、電子入札に積算内訳書を添付してください。紙入札の場合は、入札書と一緒に提出してください。

なお、予定価格5百万円（税抜）未満の案件については、積算内訳書の提出の必要はありません。

入札金額は、積算内訳書の合計金額と同一価格としてください。積算内訳書の合計金額を上回る入札は、無効とします。

積算内訳書に不正行為が認められたときは、当該入札を無効とするほか、指名停止等の措置を行います。

積算内訳書は、本市が作成した様式を使用してください。様式は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。ダウンロードできない方については、契約課で配布します。

予定価格の事後公表案件で、再度入札を行う場合にも、その入札金額に相応する積算額が記入されている積算内訳書を、電子入札システム又は持参にて提出してください。

9 現場代理人の常駐義務の緩和について（前年度と変更なし）

現場代理人の常駐義務を課している工事の一部について、次の条件を全て満たす工事について、合計で2件まで兼任を認めます。

- 1 監督部署が同一であるもの
 - 2 次のいずれかの条件を満たす工事
- ① 予定価格（税込）が2,500万円未満であり、工事件名あるいは履行場所に『管内』、『区内』、『区一円』、『市内』及び『市一円』の用語が含まれている等、工事場所が住所・地番・特定施設名等で特定されていない工事
 - ② 予定価格（税込）が1,000万円未満であり、履行場所が特定されている工事
- 3 本取扱いの対象である旨明示されているもの

10 電子入札の実施（前年度と変更なし）

原則として、電子入札とします。入札書及び見積書は、電子入札システムにより提出してください。なお、電子入札には電子入札用ICカードが必要です。

11 その他

（1） 施工実績の対象期間を過去12年間から13年間に延長

一般競争入札において、入札参加資格としての業者の施工実績の対象期間を、現行の「過去12年間」から「過去13年間」に延長します。なお、今後、毎年度、1年間延長し、最大「過去15年間」まで延長する予定です。

（2） 法令等で必要な手続きについて

建設業許可、経営事項審査の受審、監理技術者資格取得手続き等、法令で定められた必要な手続き、資格等を取得していない場合、入札参加資格を失うこととなります。

開札後、入札参加資格の確認で無効、失格とならないように必要な手続きを怠らないようにしてください。

入札等の実施について（業務委託）

川崎市財政局資産管理部契約課

財政局契約課で締結する契約（測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建物清掃及び屋外清掃）について、次のとおり取り扱います。

1 一般競争入札について

(1) 対象範囲

原則として、予定価格（税込）が5百万円以上の案件について実施します。

(2) 入札案件の公表

毎週金曜日（その日が休庁日の時は次の開庁日）にインターネットの財政局契約課ホームページ「入札情報かわさき」及び財政局契約課の窓口で公表します。

(3) 参加申込方法

原則として、電子入札システム（電子入札用ICカードが必要です。）により申し込んでください。電子入札については、必ず「入札情報かわさき」の電子入札運用基準をご確認ください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（業種の登録、許可、会社の所在地等）を満たしていることが必要です。参加条件等の詳細は、案件ごとの公表内容を御覧ください。

(4) 設計図書等

見積用の設計図書等は、原則として、有償とします。設計図書等は、必ず購入し、それに基づき積算してください。また、設計図書を購入していない場合は、その案件についての入札を無効とします。

なお、設計図書等の入手方法については、案件ごとの公表内容を御覧ください。

(5) 資格確認通知

一般競争入札に参加申込をした者には、川崎市業務委託有資格業者名簿の該当業種に登録されていることを確認し、資格確認通知を交付します。確認の結果、資格がないとされた方は、入札に参加できません。

なお、入札参加資格の最終審査は、「(6) 落札者の決定」のとおりです。

(6) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の有無を審査した上、落札を決定します。審査の結果、その者に資格がないと認められたときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査を行います。

(7) 類似業務委託実績の審査

類似業務委託実績を有することを入札参加条件とする案件については、開札後、落札候補者に電話連絡しますので、設計担当部署にて類似業務委託実績の審査を受けてください。審査の結果、類似業務委託実績を有していることが確認できた場合は、落札決定をしますが、実績を有していない場合は、当該入札を無効とし、第2番目の落札候補者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、同様の審査を行います。

なお、類似業務委託実績を求める案件については、落札決定を原則、開札日の3日後までとします。

(8) 測量業務委託について

土地境界査定測量業務委託については、測量士の配置を参加資格条件とした一般競争入札を引き続き行います。

(9) 主観評価項目を利用した入札について

平成21年度に引き続き、業種「屋外清掃」において、主観評価項目を利用した一般競争入札において拡大して試行実施を行います。

2 予定価格について（前年度と変更なし）

予定価格は、入札実施後に公表します。

3 最低制限価格について（前年度と変更なし）

競争入札により執行する案件に設定します。なお、最低制限価格は、予定価格の3分の2を下らない範囲内で業種ごとに設定し、その価格を下回った入札は無効とします。

また、その価格は事前公表しませんが、原則として、入札実施後に公表します。

4 電子入札の実施（前年度と変更なし）

原則として、電子入札とします。入札書及び見積書は、電子入札システムにより提出してください。なお、電子入札には電子入札用ICカードが必要です。

入札等の実施について（物品調達、製造請負）

川崎市財政局資産管理部契約課

財政局契約課で締結する契約について、次のとおり取り扱います。

1 一般競争入札について（前年度と変更なし）

(1) 対象範囲

原則として、予定価格（税込）が1千万円以上の案件について実施します。

(2) 入札案件の公表

毎週金曜日（その日が休庁日の時は次の開庁日）にインターネットの財政局契約課ホームページ「入札情報かわさき」及び財政局契約課の窓口で公表します。

(3) 参加申込方法

原則として、電子入札システム（電子入札用ICカードが必要です。）により申し込んでください。電子入札については、必ず「入札情報かわさき」の電子入札運用基準をご確認ください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（業種の登録、許可、会社の所在地等）を満たしていることが必要です。参加条件等の詳細は、案件ごとの公表内容を御覧ください。

(4) 仕様書等

仕様書等は、無償で交付します。なお、契約課ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロードすることもできます。

(5) 資格確認通知

入札参加条件について、原則として入札前に資格審査を実施し、その結果について資格確認通知を交付します。

なお、審査の結果、資格がないとされた方は入札に参加できません。

(6) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を原則として落札者として決定します。

(7) 主観評価項目を利用した入札について

主観評価項目を利用した一般競争入札を試行実施します。

詳細については、別途「入札情報かわさき」でお知らせします。

2 予定価格について（前年度と変更なし）

予定価格の事前公表及び事後公表は、行いません。

3 電子入札の実施（前年度と変更なし）

原則として、電子入札とします。入札書及び見積書は、電子入札システムにより提出してください。なお、電子入札には電子入札用ICカードが必要です。